

国際的な知見に基づく P F A S 対策を求める意見書

P F A S は有機フッ素化合物のうち特定の化学構造を持つものの総称であり、その中には、はっ水・はっ油性や物理的・化学的安定性を有するものもあることから、フライパンや食品包装など、身近なところで幅広く使用されている。一方で、P F O A、P F O S 及び P F H x S といった、分解されにくく蓄積されやすいことや人体への長期毒性などの危険性が指摘されているものも含まれている。2020年度（令和2年度）に環境省が行った、P F A S の製造、使用の実績がある施設などの周辺における調査では、同省が設定した暫定的な目標値を超える P F A S が全国各地で検出され、P F A S の人体へのばく露防止の対策などを講じていく必要性が高まっている。

こうした中、近年の海外における P F A S のリスク評価・管理に関する動きも受けて、2023年（令和5年）に食品安全委員会は P F A S の食品健康影響評価の調査審議を開始し、先般その評価書（案）を公表した。その中では、P F O A 及び P F O S については許容一日摂取量の指標値を、それぞれ体重1kg当たり20ngとする一方で、P F H x S については、その指標値の算出は困難であるとして、具体的な数値は示さなかった。

欧州食品安全機関やその他の海外の機関がこれまでに様々に指標値を示す中、我が国で示された指標値はそれを大きく下回るほか、そもそも指標値が示されなかった項目もある。このことは、発がん性、新生児の体重増加抑制や免疫抑制、脂質異常といった重大な疾患と P F A S との関係性が様々に指摘され、国民の不安感が高まっている昨今の情勢に鑑みると、その妥当性には疑問が残ると言わざるを得ない。今後、国際的な調査結果を軽視したこの指標値を基に、国が様々な基準値の設定や規制等を行うことになるが、それでは真に国民の健康を保護することはできない。

よって、本市議会は、政府に対し、食品安全委員会による P F A S の食品健康影響評価の再評価が行われるよう取り組むことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月22日

吹 田 市 議 会

【送付先】

内閣総理大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

環境大臣

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）